

3. 大東町内会防災会個人情報の保護に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、大東町内会防災会が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、大東町内会防災会が遵守すべき義務等を定めることにより、当該防災会の区域内に居住する災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第3条 この規定において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規定において「保有個人情報」とは、大東町内会防災会が保有する、要援護者に係る個人情報をいう。

3 この規定において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(利用目的の特定)

第4条 大東町内会防災会が、個人情報を取扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 利用目的は、火災・地震等の災害時に要援護者の援護を行う場合、避難支援体制を構築する場合、又は、それに準ずる場合で会長が認めたものとする。

3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 大東町内会防災会は、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

(適正な取得)

第6条 大東町内会防災会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 大東町内会防災会は、要援護者からの申し出を受理することに伴い、避難支援希望の申出書類に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(適正な管理)

第8条 大東町内会防災会は、個人情報の保護を図るため個人情報管理責任者を定め、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 正確かつ最新なものとする。
- (2) 漏えい、滅失又は棄損その他の事故を防止すること。
- (3) 管理する必要がなくなったときは、速やかに廃棄又は消去すること。

(第三者提供の制限)

第9条 大東町内会防災会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで保有個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 大東町内会防災会の役員及び役員であった者並びに要援護者の支援者及び支援者であった者は、大東町内会防災会が作成する要援護者名簿等に記載された個人情報を利用する場合は、大東町内会防災会が定める利用目的の範囲内とし、支援関係者以外の第三者に提供してはならない。

(利用目的の公表)

第10条 大東町内会防災会は、保有する個人情報の利用目的及び次条の規定による開示等の請求に応じる手続きの方法を、大東町内会防災会が発行する会報等に掲載するなどの手段により、要援護者の知り得る状態に置かなければならない。

(開示等)

第11条 大東町内会防災会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。

なお、開示の求めができる者はこの要援護者とし、本人が開示を求めることができない又はやむを得ない理由があると認めるときは、代理人によってすることができるものとし、次項以下についても同様とする。

2 大東町内会防災会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

なお、保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正を行ったとき又は訂正を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 大東町内会防災会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報が第6条の規定に反して取り扱われているという理由又は第7条の規定に反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を求められ

た場合でその求めに正当性があると判明したときは、必要な範囲で、遅滞なく当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。

(理由の説明)

第12条 大東町内会防災会は、前条の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(苦情の処理)

第13条 大東町内会防災会は、保有する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(取扱い事務の継承)

第14条 大東町内会防災会の役員に改選があったときは、新旧の役員は要援護者名簿等について、すみやかに引継ぎを行わなければならない。

付 則

1. この規程は、平成22年9月4日から暫定施行する。
2. この規程は、平成23年度総会の承認を得たときより施行する。